

群馬大学大学院理工学府学位論文審査委員会外部委員の委嘱に関する申合せ

令和5年3月8日

令和7年3月7日

理工学府教授会決定

(趣旨)

第1 この申合せは、群馬大学大学院理工学府学位論文審査に関する内規（以下「内規」という。）

〔1〕の4の第3号の規定に基づき、同第2号に定める審査委員（以下「外部委員」という。）の委嘱について、必要な事項を定める。

(外部委員の資格)

第2 外部委員となることができる者は、博士の学位を有し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度な教育・研究上の能力があると認められる者とする。

(委嘱の申出)

第3 外部委員の委嘱を希望する指導教員は、当該領域における会議の議を経て、理工学府長に申し出るものとする。

(資格審査)

第4 理工学府長は、前項の申出があった場合、当該外部委員が第2に定める資格を有しているかどうかを、大学院理工学府教務委員会に審査させるものとする。

第5 前項の審査基準は、大学院理工学府専任教員D〇合・D合教員審査基準において、各プログラムが「D〇合」の基準としてそれぞれ規定する基準を準用するものとする。

(決定)

第6 理工学府長は、大学院理工学府教務委員会の審査結果を受け、教授会の議を経て、外部委員の委嘱について決定する。